

資料等一覧

議事次第

- 資料 1 「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究()」
- 資料 2 「交通整備に伴う都市核の将来予測の調査研究」
- 資料 3 「少子高齢社会における人口の変化と
市政への影響に関する調査研究」
- 資料 4 平成 25 年度事業計画(案)
- 資料 5 平成 24 年度機関誌「TOYONAKA ビジョン 22」(Vol.16) 企画構成
- 資料 6 平成 23 年度(2011 年度)第 3 回
とよなか都市創造研究所運営委員会 結果概要
- 参考資料 1 とよなか都市創造研究所設置規則
- 参考資料 2 執行機関の附属機関に関する条例
- 参考資料 3 とよなか都市創造研究所運営委員会規則
- 参考資料 4 とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領
- 参考資料 5 とよなか都市創造研究所運営委員会運営委員名簿

平成24年度(2012年度)第1回 とよなか都市創造研究所運営委員会

議 事 次 第

日 時：平成24年12月28日(金)10:00～
場 所：豊中市役所別館 3階研修室

1 開会

2 案件

(1) 平成24年度調査研究について(中間報告)

(2) 平成25年度事業計画(案)について

3 その他

(1) 平成24年度機関誌の発行について(報告)

テーマ 豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究 ()

(熊本研究事務員)

- ・本年度は、昨年度の調査研究等をもとに、豊中市の新ブランド創出の実行に移す際に、どのような事業やコンセプトが望ましいのか、アンケートや市民アンケートを行い調査した。
- ・昨年度に引き続き、市民から「教育・子育て」「緑あふれる景観」「食」が高評価であった。また、音楽など、特定の世代に特化した場合、有望と思われるまちづくりのアイデアがあった。

1. 研究の意義・目的

豊中市は豊かな自然や都市機能の揃った生活利便性の高い市街地を有し、平成 24 年(2012 年)4 月 1 日に中核市移行を果たした。しかし、市民一人ひとりの豊中市の状況や魅力に対する理解度・認知度は必ずしも高くなく、また大阪市に近いせいか、市外での認知度は十分なものとはいえない状況にある。

平成 12 年(2000 年)のいわゆる地方分権推進一括法の施行以降、全国的な地方分権が進展する中、各地方自治体は創意工夫によって地域の魅力づくり、自律的なまちづくりを進めており、豊中市においても、これまで以上に市民一人ひとりが豊中市に愛着を持ち、豊かな暮らしができるよう、企業・大学・行政等も含めた豊中市に関わる全ての人の力による活力と魅力のあるまちづくりをしていかなければならない。

本研究では、豊中市民が、豊中市のまちづくりをどう評価し、将来どのような方向性が望ましいのか、またどのようなコンセプトを求めているのかを抽出し、豊中市の活力・魅力づくり、あるいは「豊中ブランド」創出に資する情報提供の実施・検討を目的とする。

本年度は、昨年度の調査研究、既存の庁内資料を整理し、豊中市の事業所へのヒアリングを行い、どのようなまちづくりのコンセプトが望ましいのかについて検討し設計した豊中市民に対するアンケート調査を行い、どのようなまちづくりのコンセプトがいいのか探った。

2. 研究の流れ

既存文献・庁内資料の整理

既存文献の整理

- ・ブランドとは何か。
- ・本年度も昨年度と同様に、商品・サービスブランド化、地域イメージブランドの 2 手法のうち、地域イメージから地域ブランド戦略に迫ることで継続性のある地域ブランドの創出について研究。

庁内資料の整理

- ・文化芸術振興地域推進プランから「音楽あふれるまち」というキーワードを得た。
- ・地域ブランド総合研究所の調査から「教育・子育て」というキーワードを得た。
- ・昨年度の調査研究から「おいしいお店があつまるまち」というキーワードを得た。
- ・都市計画マスタープランから「みどり豊かな景観」というキーワードを得た。
- ・経営レポート、豊中市中小企業チャレンジプランから「魅力的、個性的なお店が集まるまち」も

のづくりがさかなまち」というキーワードを得た。

ヒアリング

図表 1 ヒアリングの概要

対象	日時	主な情報収集	キーワード
水上英雄氏 豊中商工会副 会頭	2012年7月6日	都市の核について 豊中の魅力	大阪国際空港 伝統 認識されにくい地域資源
武田珠代氏 オ フィ ス colorcolor 代表 (カラーコー ディネーター)	2012年7月13日	北豊中の魅力 北豊中のマーケット力	文化人 夢のあるイベント あこがれ 情緒教育 市内交流人口
河本良昭氏 摂津水都信用 金庫豊中支店 長	2012年7月18日	豊中の商工業 豊中の魅力	高齢化 団塊の世代を対象にした商品 空港の活用 人材が地域資源
山本栄氏 (株)山福 (食品卸)	2012年7月24日	豊中の利便性 豊中の魅力	豊中市の再生 来訪者からの高評価 店舗に魅力がなくなりつつある 空港や道路網のアクセスのよさ
佐々木妙月氏 情報の輪サー ビス株式会社 代表	2012年8月10日	南豊中の魅力 南豊中のマーケット力	大阪音楽大学 個性的な店舗 下町的雰囲気 売上の低下

これらのインタビューから「若者が元気なまち」「各地の都市との交流が盛んなまち」「人とのふれあいを感じさせるまち」「多彩な人材が活躍するまち」というキーワードを得た。

アンケート

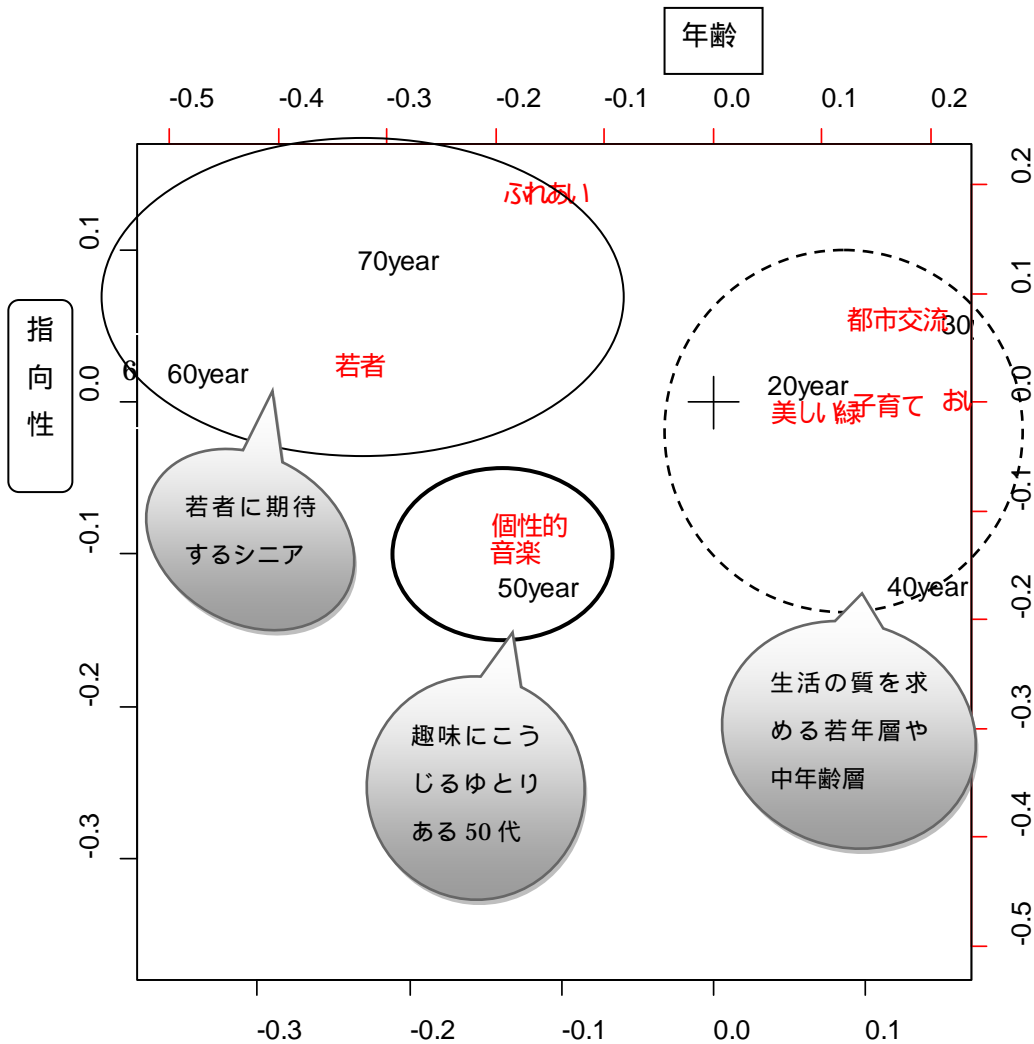
(1) 対象・調査時期等

調査時期	2012年8月24日～9月14日
対象	豊中市民 2,000人
回収数	593人(回収率 29.65%)
調査項目	庁内資料、ヒアリングで得た10のキーコンセプトをもとに、豊中の活力・魅力の現状、望ましい豊中の将来像、望ましいまちづくりのコンセプトを質問。

(2) 概要

- ・各調査項目について、クロス集計に基づく分析と相関分析を行った。
- ・現状市民からも認知され、これからのまちづくりのコンセプトとして重要視されているものは、緑・公園子育て・教育（一人暮らしの人もまちづくりのコンセプトとして重要と認識）の2項目。
- ・市民からの認知度は高いが、これからのコンセプトとしてあまり支持されていないものは「人とのふれあい」の1項目。
- ・現状市民からの認知度は低いが、これからのまちづくりに必要なコンセプトは「音楽」（千里、庄内地区が有望）、「若者」（60-70歳代）、「おいしい店」（20-30歳代）、「魅力的・個性的な店舗」（50歳代）の4項目。
- ・全く見込みがないコンセプトは、「ものづくり」、「交流都市」、「多彩な人材」の3項目。
- ・相関分析の結果、イベントなどを行う際にターゲットを絞った方が有効的であると考えられる。

図表2 相関分析



3. 今後の研究予定

学識経験者からのコメントを収集予定

候補者

1：高橋一夫（流通科学大学サービス産業学部教授）

JTB 出身。

観光まちづくり等に関する実績、公職を歴任し、地域ブランドの立ち上げのコーディネート経験を持つ。

2：平山弘、阪南大学流通学部教授

実証よりは理論研究が中心。

松原市ブランド研究会の委員。

3：辻幸恵、神戸国際大学経済学部教授

『京都とブランド 今日ブランド解明と学生の視点』など、ブランドの実証研究を行っている。

報告書の作成

アンケート調査を再度整理し、学識経験者の意見を付して、都市活力創造室に情報を提供する。また、それらを踏まえて、今後豊中市の活力・魅力が増すために、具体的にどう取り組めばいいのか検討を行う。

テーマ「交通整備に伴う人口構成の変化の調査 庄内地区の都市開発」

(村山研究事務員)

平成24年度は、「交通整備に伴う都市核の将来予測の調査」を実施している。研究所では、阪急宝塚線庄内駅を中心とする市南部域(以下、庄内地区)を対象として、道路拡張に伴う区画整備が周辺居住人口の構成に及ぼす影響を明らかにする。

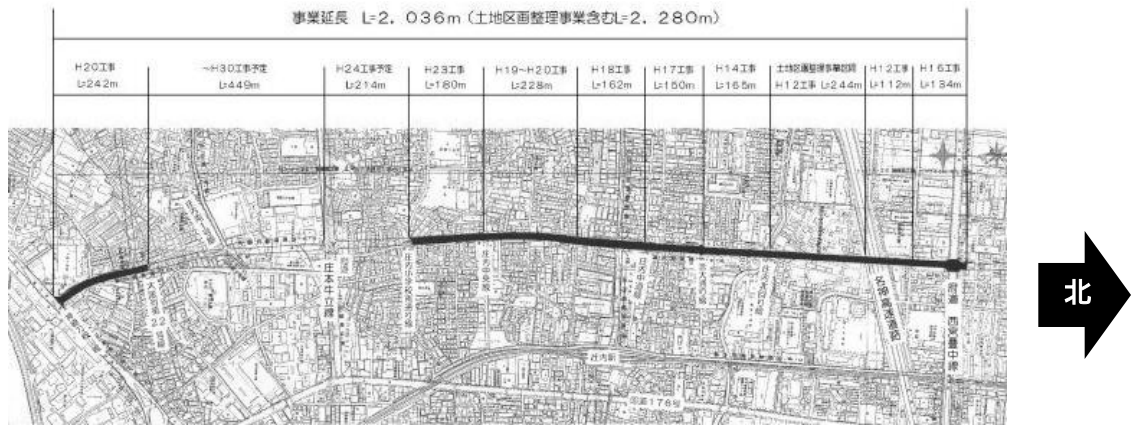
1. 背景

庄内地区は豊中市の重要な都市核の1つであるが、高密度住宅と小規模小売店が密集しており、現代的な都市計画が導入される以前に建物の乱立が進んだ旧市街の特徴を有する。そのため、土地と建物の所有者の相違、建物の老朽化や人口の高齢化、公共施設の再編といった問題に直面している¹。よって、今後どのように再開発を実施し、エリアマネジメントを進めていくかが庄内地区の喫緊の課題となっている。

2. 分析枠組み

ここでは、交通インフラ整備にともなった居住人口の変化を明らかにする。都市計画道路穂積菟江線が庄内地区を南北に縦断しており、その拡幅工事が平成12年から平成23年まで段階的に実施されてきた(図中の太線は拡幅済み)。早期に整備が完了した地区においては、住宅再建などによる景観変化が確認できるが、そこに住む居住者の人口構成の変化も予測でき、高齢化といった旧市街の問題解決につながることを明らかにしたい。

分析では、以下に示す4つの予測される人口構成の変化を時系列で確認する。さらには、対象地域を駅や幹線道路との距離といった立地条件でいくつかに分類し、それぞれに見られる人口構成変化の特徴をみている。



出典：「平成24年度都市基盤部事業概要」

(予想される人口構成の変化と仮説)

- ・ 生産年齢人口が増加
- ・ 就学前児童人口が増加
- ・ 都心部からの流入が増加



「都市インフラを再整備することで、人口構成の変化によるまちの活性化への効果が期待できる」

(使用データ)

人口構成・・・住民基本台帳より

(属性)

- ・ 性別
- ・ 年齢別
- ・ 世帯
- ・ 住民となった日
- ・ 転入前住所

(期間)

- ・ 平成7年～平成23年；各年4月1日時点
- (阪神淡路大震災が都市計画道路の拡幅のきっかけとなったが、H12年以前から用地買収が随時開始されていたため、H7以降を分析対象とする)

(範囲)

- ・ 穂積1,2丁目
- ・ 野田町
- ・ 庄内幸町1～4丁目
- ・ 庄内西町1～4丁目
- (上記の町丁目を対象エリアとし、街区単位での分析を試みる)

3. 分析結果

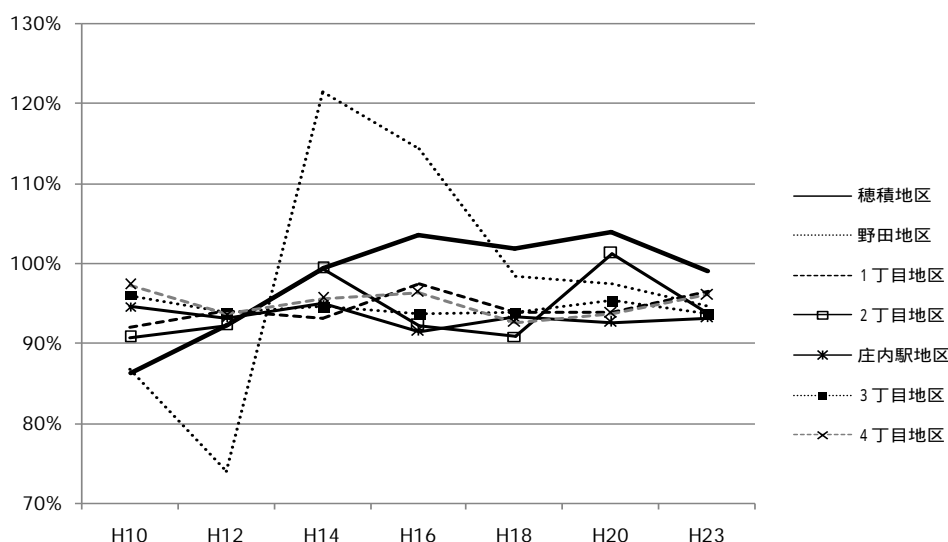
(1) 時系列でみた庄内地域における生産年齢割合の変化

本分析では、穂積菰江線の道路整備状況にともなった生産年齢人口の推移について明らかにしたい。

図1は、道路整備計画地区ごとに分類し、変化率の推移を図示したものである²。図1から、以下の2点が指摘される。第一に、野田地区では、土地区画整備事業が平成12年にかけて行われており、工事の進捗に伴う一時的な人口減があるが、それ以降はとくに工事前の人口減少幅に比べて大幅な改善が見られる。

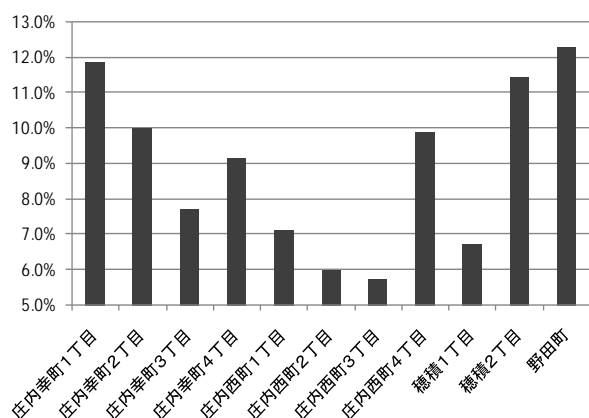
第二に、地域全体で見た場合の生産年齢人口の増減に対する道路整備事業がもたらす効果についてである。分析対象とする庄内地区（豊中市南部）は、北部の世代割合に比して高齢化が顕著であることは従前より指摘されている。言い換えると、生産年齢人口割合も顕著に低下していることが推察される。豊中市全体では、たとえば平成17年～22年の変化率平均はおよそ95%であることを鑑みると、道路整備による生産年齢人口率の向上と言わないまでも、減少を逡減する効果があるようにも思われる。これについては、今後庄内地域での変化率との比較あるいは街区単位での地域内の分散を考慮した、よりミクロな分析を行う予定である。

図1 各地域における生産年齢人口率の推移³



(2) 町丁における年少人口割合の特徴（平成23年時点）

図2 各町丁における年少人口の割合



ここでは0～15歳を対象とした「年少人口」に注目する。表2は町丁ごとの人口に占める年少人口割合を示したものであるが、以下の2点が指摘される。第一に、名神高速より北の地域では穂積菰江線を境として、東（穂積1丁目）は年少人口比率が高く、西側はそれが低い傾向にある。第二に、名神高速より南の地域では、穂積菰江線に関係なく、北部（各1～2丁目に該当）は年少人口比率が高く、南部はそれが低い傾向にある。今後、(1)の分析視角に加え、年少人口にも注目するとともに東西南北による4つの類型からの分析を検討している。

¹ 2012年11月7日に実施した市街地整備課のヒアリング結果より。

² 具体的な推定方法は、(n期の生産年齢人口) ÷ (n-1期の生産年齢人口) によって算出しており、時系列を追うごとの人口増加率を測定している。

³ 丁目地区は、庄内西町 丁目と庄内幸町 丁目を表している。

テーマ 「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究()」 (西主任研究員)

調査研究の初年度である今年度は、豊中市の人口について、国勢調査等をもとに概観し、住民基本台帳から豊中市における社会動態を独自集計、その人口移動の特徴を明らかにし、今後の政策形成をすすめていくうえでの基礎資料とする。

一．研究の背景・目的

豊中市は、就業目的の流出先の 5 割が大阪市であるなど、大阪市に隣接する住宅都市として発展してきた。

高齢化率について、全国、大阪府に比べて低い値であるものの、増加傾向は続いており、平成 22 年 10 月 1 日現在 22%となっている。平成 27 年には、団塊の世代（昭和 22 年～24 年生の第 1 次ベビーブーム世代）といわれる人たちが 65 歳以上の高齢期を迎え、いっそう高齢化が加速されることが予想される。

また、晩婚化、単独世帯の増加など、家族の形態の変化が人口の構成に変化を生じさせている。

このような状況のなか、豊中市が、今後も良好な住宅都市であるためには、「住民が、何を求めて、どう居住について移動しているのか（居住を嗜好しているのか）」を把握する必要がある。昨今都心回帰といわれているが、豊中を取りまく環境においては、どのような状況であるのか、といった視点から移動を把握することで、大阪都市圏における豊中市の位置づけを推測することができると思われる。加えて、町丁目や小学校区といったきめ細かな地区単位での実情を把握しておくことで、より一層の福祉的需要や都市整備等の対応が求められる今後において、地区特性に応じた政策を展開していくことが可能となると考えられる。

以上をふまえ、平成 24 年度の調査研究では、豊中市の人口について、国勢調査や人口動態統計などをもとに概観し、住民基本台帳から豊中市における社会動態を独自集計、その人口移動の特徴を明らかにし、今後の政策形成をすすめていくうえでの基礎資料とする。

二．調査内容（概要）

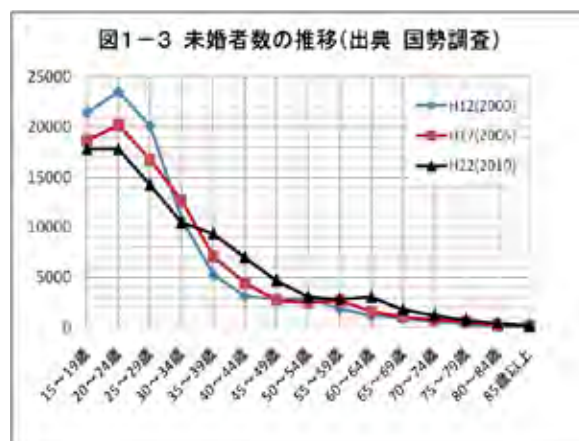
1．豊中市の人口

国勢調査や人口動態統計などのデータの収集・整理を行った。

- ・豊中市の人口は、国勢調査によると、昭和 30(1955)～50(1975)年に大きな増加があり、昭和 60(1985)年をピークにゆるやかな減少傾向が続いている。
- ・人口構成比について、国勢調査では、生産年齢人口は減少傾向、平成 12(2000)年に年少人口比率と高齢人口比率が逆転し、平成 22 年 10 月現在、高齢人口比率は 22%となっている。



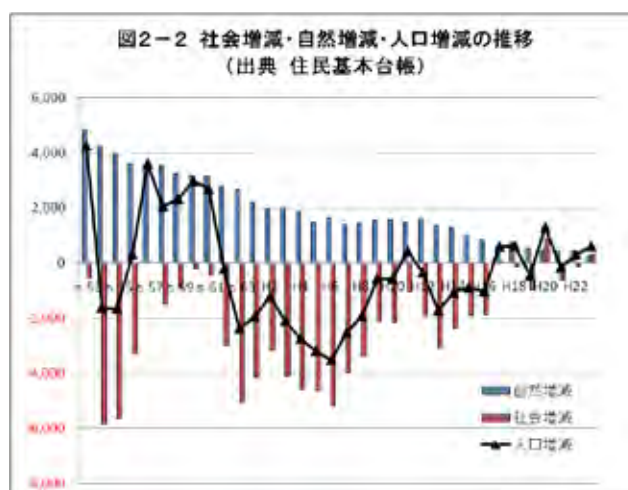
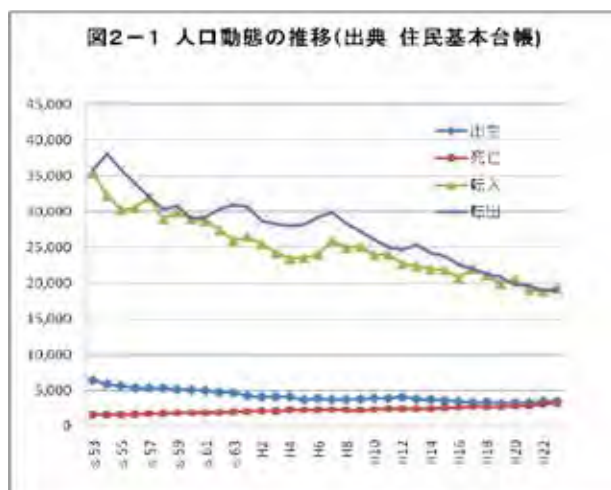
- ・家族形態として、単独世帯が増加傾向にあり、35～50歳における未婚者数、未婚者率ともに増加している。



2. 豊中市における人口移動

2-1. 人口動態の変化

- ・自然動態について、出生者数は減少傾向にあるのに対し、死亡者数は増加傾向にあるが、自然増減の幅は縮小している。
- ・社会動態について、昭和62(1987)年度から平成8(1996)年度までは、約3,000人以上の転出超過(社会減)が続いたが、近年、転入者、転出者ともに移動者数の幅が縮小するとともに、平成17(2005)年度以降、社会増となる年度があるようになってきている。



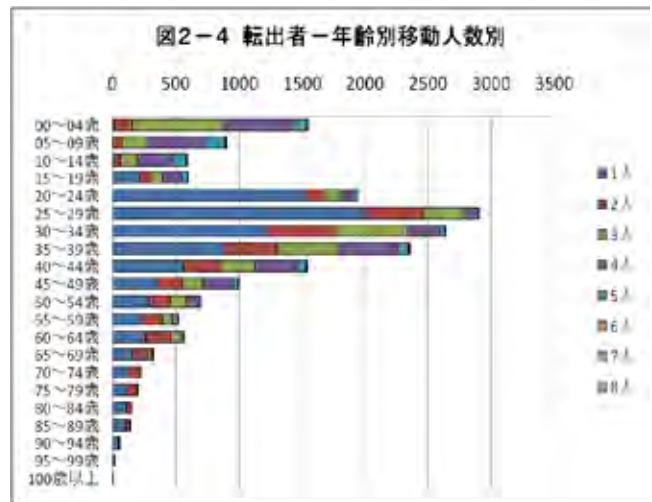
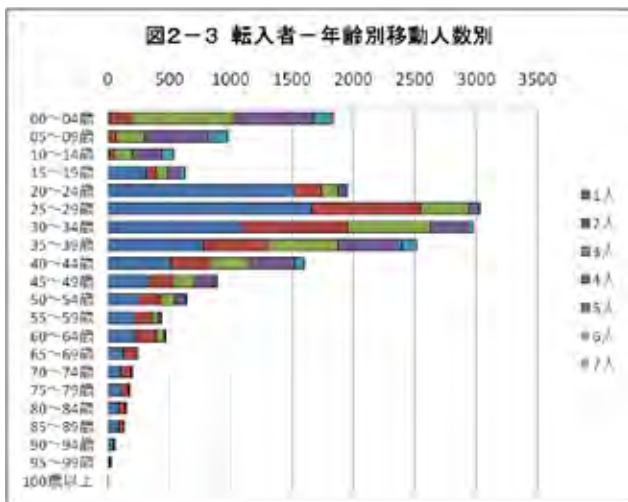
2-2. 人口の移動

人口移動の状況について、平成23年4月1日～平成24年3月31日の期間の住民基本台帳の異動情報をもとに分析した。

(1) 都市間移動の実態(転入・転出)

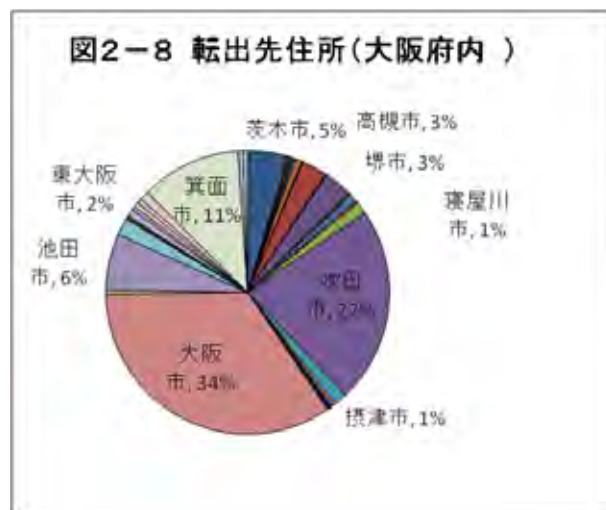
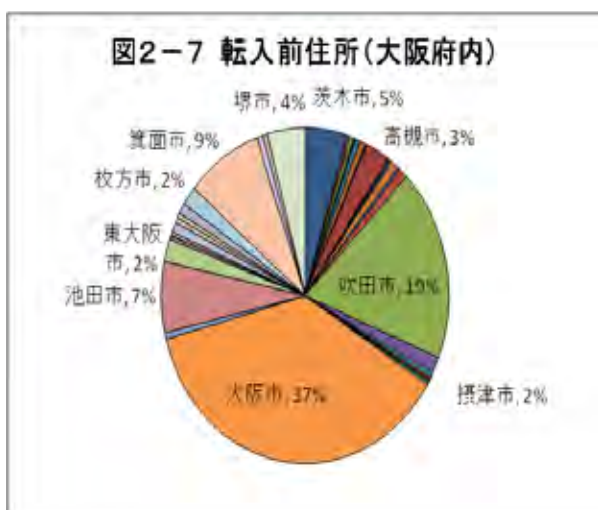
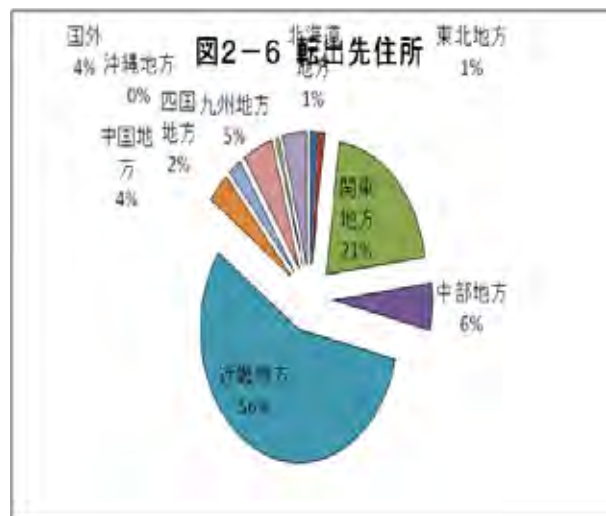
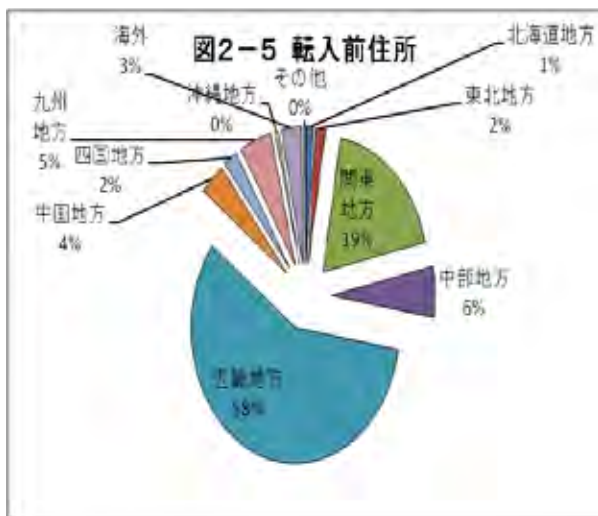
移動者の状況

- ・年齢別にみると、転入・転出ともに、25～29歳、30～34歳、35～39歳、20～24歳の移動が多く、次いで、00～04歳の移動となっている。
- ・性別で大きな差はみられないが、高齢者については、女性が総じて多い。
- ・単身/複数の移動については、単身移動は、15歳以降ほぼ各年齢層で大きな割合を占めるが、その傾向は、20～24歳、25～29歳において顕著にみられ、40歳前後の年齢層にかけて割合は減少するが、転じて、65歳以降は再び各年齢層で50%を超えるようになる。



移動（住所）の状況

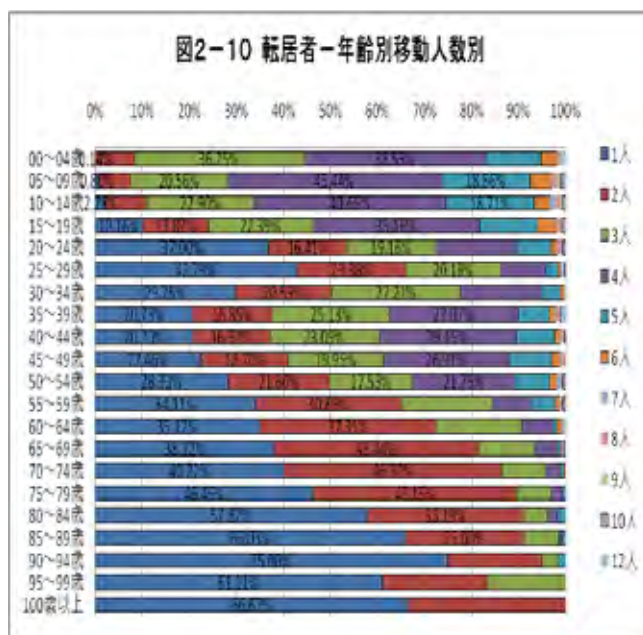
移動元と移動先の傾向については、転入・転出において、大きな傾向の違いはみうけられない。転入・転出ともに、近畿地方、関東地方、中部地方の順に多く、近畿地方のなかでも、転入・転出ともに、大阪府は65%強、兵庫県は20%強を占めている。大阪府内については、図2-7、図2-8のとおりである。



(2)市内の地域間移動の実態（転居）

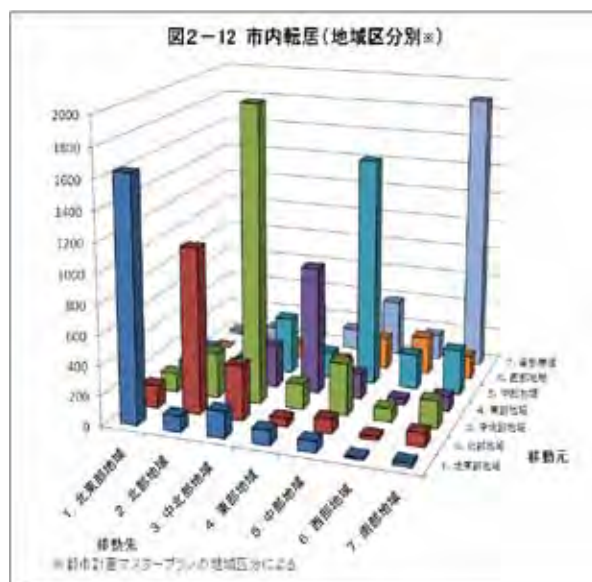
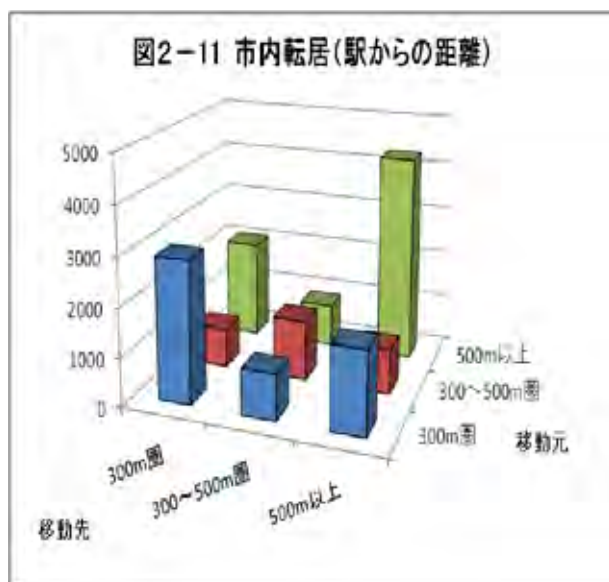
移動者の状況

- ・年齢別にみると、35～39歳、30～34歳、25～29歳の移動が多く、次いで00～04歳の移動となっている。40～44歳の移動も多い。
- ・性別で大きな差はみられないが、高齢者については、女性が総じて多い。
- ・単身/複数の移動について、単身移動は、大きな割合を占める傾向は、転入・転出に比べ、顕著にはみられない。転入・転出に比べ、65歳以降も複数移動がみられ、後期高齢者以降になって、単身移動が50%を超えるようになる。



移動（住所）の状況

- ・市内転居において、駅から距離圏間の移動（例えばより駅に近い方向への移動）は顕著とはいえない。
- ・基本的に地域内移動が大半となっているが、西部地域は例外となっている。西部地域の移動は、中部地域、南部地域との移動も（出入ともに）多い。中北部地域は他の多くの地域との出入関係がやや多い状況になっている。



三．今後の予定

分析の視点

- ・移動者と移動（住所）の傾向
- ・人口移動と市内の町丁目や小学校区といった地区単位の特性との関係性 など

【参考】 豊中市都市計画マスタープラン 地域区分図

（豊中市都市計画マスタープラン＜平成23年(2011年)3月＞p46 抜粋）

■ 地域区分図



地 域	地 域 区 分
北 部	大阪中央環状線以北の地域および千里緑地以西の地域
北 東 部	千里ニュータウンおよび上新田からなる地域
中 北 部	阪急宝塚線沿線地域で千里緑地以西および豊中岸部線以北の地域
中 部	阪急宝塚線沿線地域で豊中岸部線以南および名神高速道路以北の地域
西 部	阪神高速道路および大阪国際空港周辺緑地以西の地域と阪急堂池駅周辺の地域
東 部	北大阪急行・御堂筋線沿線地域で天竺川以东および名神高速道路以北の地域
南 部	名神高速道路以南の地域

平成25年度 事業計画(案)

とよなか都市創造研究所

目 次

	ページ
第1章 とよなか都市創造研究所の機能及び組織体制	3
第1節 機能	
第2節 組織体制	
第2章 平成25年度 調査研究方針及び機能別事業体系	5
第1節 調査研究方針	
第2節 機能別事業体系	
第3章 平成25年度 事業計画	7
第1節 調査研究事業	
第2節 データバンク事業	
第3節 普及啓発事業	
第4節 人材育成事業	
第5節 その他事業	

第1章 とよなか都市創造研究所の機能及び組織体制

第1節 機能

とよなか都市創造研究所は、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を実施する組織であるから、当研究所に期待される主たる機能は「調査研究機能」である。

また、その成果や研究ノウハウをもって関係部局の政策立案を支援し、組織の政策形成能力に寄与しようとすることから、主たる機能を補完するその他機能を持つことが必要である。

(1) 調査研究機能

市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため、市を取り巻く社会経済環境の変動を見据えながら、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行う。

(2) データバンク機能

豊中市政資料やまちづくり・行政経営など都市政策全般に関わる様々な文献、データ、関係機関の資料などを収集・整理し、必要に応じて関係部局や市民に提供することにより調査研究の環境を整備する。

また、この機能の発揮により、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成にも貢献できることから、普及啓発機能及び人材育成機能をも補完する。

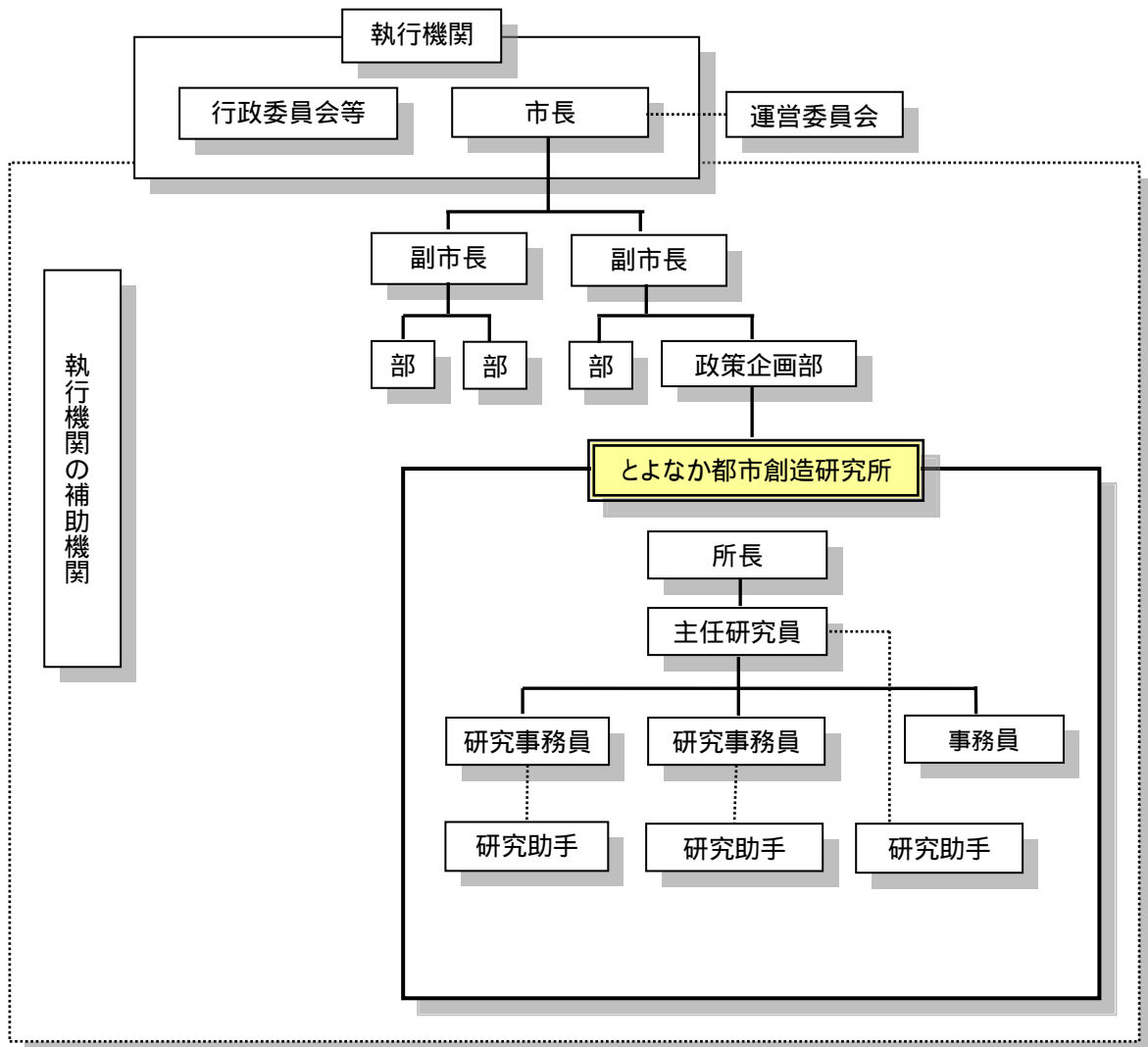
(3) 普及啓発機能

調査研究の成果や都市政策に関するデータや情報を刊行物やホームページなどを通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える課題等について市民や職員の認識を深めることにより、市職員の政策形成能力の向上や市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市行政の運営や調査研究活動そのものに対する理解と協力を普及啓発する。

(4) 人材育成機能

調査研究への取り組みを通して、職員の政策形成能力の向上を図る。

第2節 組織体制



とよなか都市創造研究所は、市の執行機関である市長を補助する機関で、所長1名、主任研究員1名、嘱託研究員事務員2名、嘱託事務員1名の計5名で構成されている。また、必要に応じて各研究員に研究助手（嘱託）を配置する。

第2章 平成25年度 調査研究方針及び機能別事業体系

第1節 調査研究方針

- (1) 市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資することを目的に、中長期的な視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行う。
- (2) 自治体としての自律性を高め、政策形成能力の向上に寄与しうる調査及び研究を行う。
- (3) 本市にあって未だ取り組むべき政策課題にはなり得ていないが、今後行政として何らかの対応を要する事項について調査及び研究を行う。
- (4) 調査及び研究に関する事項については、市各部関係者並びに運営委員会の助言等を参考に検討のうえ決定する。

調査及び研究は、本市のまちづくり全体の考え方や方向性に影響を及ぼす事項に関する「基礎研究」と、具体的な事案のうち関係部局の政策形に関する事項を対象とした「基幹研究」により実施する。

- (5) データバンク機能、普及啓発機能及び人材育成機能を効率よく効果的に発揮させることにより、主たる機能である調査研究機能を充実させる。
- (6) 調査及び研究の成果は、行政関係者のみならず市民、関係諸機関・団体等(以下「関係者等」という。)に広く公表し、都市政策に関する問題意識を喚起する。

第2節 機能別事業体系

調査研究機能

調査研究事業

- ・基礎研究、基幹研究

その他

- ・大学連携（調査研究活動の専門性・客観性の向上に活用）

（補完）



データバンク機能

データバンク事業

- ・市政資料の収集・整理
- ・都市政策関連資料の収集・整理

普及啓発機能

普及啓発事業

- ・機関誌“TOYONAKA ビジョン22”の発行
- ・研究成果の公表
（調査研究報告書の発行，研究報告会の開催，広報媒体による成果PR）
- ・研究所ホームページ
（関連情報の提供）

人材育成機能

人材育成事業

- ・研究員配置（職員の政策形成能力の醸成）
- ・職員研修所との連携（グループ研究を支援）
- ・インターンシップの受入（大学生の受入）

第3章 平成25年度 事業計画

第1節 調査研究事業

(1) 調査研究事業

市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため、市を取り巻く社会経済環境の変動を見据えながら、中長期的視点に立った都市政策に関する調査及び研究を行い、その成果を関係部局に提供することで組織に還元する。

基礎研究

中長期的な視点から、本市のまちづくり全体の考え方や方向性に影響を及ぼす事項並びに研究所の機能及び役割に関する調査研究

テーマ1

「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究()」

市や民間事業等の取り組み等を豊中ブランドとしてまとめあげ、実行に移すための提言を作成し、どのような手順で何に手を着けるのかという道筋を大まかに設定することをめざす。

テーマ2

「交通整備に伴う都市核の将来予測の調査研究()」

庄内地域を対象に、まちの活性化にむけて現状を把握し、課題等の整理を行い、今後の方向性等を検討する。

基幹研究

未だ行政上の問題や課題は顕在化していないが、今後関係部局において政策形成過程において何らかの対応を要する事項に関する調査研究

テーマ1

「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究()」

移動者の移動理由、定住意向等についてアンケート調査等を通じて、豊中市に対する居住選好について、分析を行う。

第2節 データバンク事業

(1) データバンク事業

豊中市政資料やまちづくり・行政経営など都市政策全般に関わる様々な文献、データ、関係機関の資料などを収集・整理し、必要に応じて関係部局や市民に提供することにより調査研究の環境を整備する。また、この事業の実施により、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成にも貢献できることから、普及啓発事業や人材育成事業をも補完する。

(平成25年度事業計画)

調査研究データの収集・蓄積を行うほか、都市政策に関する図書、論文、資料、市政資料等の収集を行い、必要に応じて職員や市民の閲覧に供することができるよう整理する。

第3節 普及啓発事業

(事業目的)

調査研究の成果や都市政策に関するデータや情報を刊行物やホームページなどを通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える課題等について市民や職員の認識を深めることを通じて、市職員の政策形成能力の向上や市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市行政の運営や調査研究活動そのものに対する理解と協力を普及啓発する事業である。

(平成25年度事業計画)

(1) 機関誌の発行

都市政策に関する情報誌“TOYONAKA ビジョン 22”を継続発行する。

発行回数は原則年1回とし、主題を決定のうえ、編集企画を行い、年度内に発行する。なお、発行にあたっては、都市政策に関心を有する関係者等に広く公表するほか、希望者に有料(実費程度)で頒布する。

(2) 調査研究成果の公表

調査研究事業の最終到達目標は、市の政策への反映である。その研究成果については、政策立案に関与する市職員や都市政策に関心を有する関係者等に以下のとおり広く公表する。

調査研究報告書の発行

1テーマにつき1冊の調査研究報告書を担当する研究員が執筆し、研究所が発

行する。年度末に発行することとし、都市政策に関心を有する関係者等に広く公表するほか、機関誌同様有料(実費程度)で頒布する。

研究報告会の開催

調査研究成果を報告書にまとめると同時に、その内容につき報告会を開催する。報告会の形式は、その内容を一方的に伝達する講演会やセミナー形式、問題を多面的に捉えるシンポジウム形式、問題や課題の所在について体験的に気づきを得るワークショップ形式など、その時々々の調査研究テーマや成果内容により適宜選択のうえ実施する。

また、必要に応じ、職員研修などの職員啓発の場を利用して職員への情報提供と意識啓発を行う。

広報媒体による成果のPR

調査研究成果の内容や、報告書の発行、研究報告会の開催など調査研究成果につながる情報は、広報誌「広報とよなか」のほか、市のホームページ、ケーブルテレビなど市の広報媒体を有効活用し、多方面から不特定多数の職員・市民に向けPRする。

(3) 研究所ホームページによる情報の発信

研究所の調査研究成果の概要、普及啓発事業の実績、所蔵している書籍・雑誌・シンクタンク刊行物等の一覧などの情報を常時提供することにより、市職員の政策形成能力の向上や、市民のまちづくりに対する意識の醸成を図るため、適宜情報の更新を行う。

第4節 人材育成事業

(事業目的)

調査研究への取組みを通して職員の政策形成能力の向上を図ろうとする事業である。

(平成25年度事業計画)

(1) 職員参加型の体制づくり

調査研究成果がより市の政策に反映されるよう、研究過程の段階において、関係する部局職員との意見交換を行える体制を整備し、調査研究にあたる。

(2) 職員研修所との連携

市の人材育成機関である職員研修所と連携し、研修所の主催するグループ研究について、関係情報や調査研究手法の提供などを通じて支援することにより職員の政策形成能力の向上に貢献する。

(3) 大学インターンシップの受入

インターンシップは、学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある職業体験を行える制度である。

当研究所での職場体験を通して行政運営の一端に触れ、行政に対する理解が深まり、行政職員を志す学生が増えるよう、この制度に基づく職場実習生を引続き受け入れる。

第 5 節 その他事業

基本的には上記 4 事業のいずれにも属さないが、研究所が調査研究機能を発揮させるうえで欠くことのできない諮問機関となっている運営委員会の開催のほか、留意すべきその他の事業は次のとおりである。

(1) 運営委員会の事務局業務

(運営委員会の性格と役割)

運営委員会は、とよなか都市創造研究所に設置された諮問機関で、学識経験者・市民・市長が特に必要とする者ら 6 名以内の委員で構成され、「市長の諮問に応じて、都市政策に関する調査及び研究計画の策定等について調査審議し、その意見を答申」する。(運営委員会規則第 2 条)

(平成 25 年度開催計画)

年 4 回程度開催し、調査研究等について調査審議する。(以下例示)

- ・研究所で調査及び研究すべき都市政策に関する事項について
- ・調査研究機能及びその他機能の発揮のさせ方について
- ・次年度の都市政策に関する調査及び研究計画の策定について
- ・調査研究活動の進め方について

(2) 大学連携の活用

(大学連携の意義と締結実績)

本市は文化、教育、環境、医療などさまざまな分野にわたる連携協力を進め、人的な交流促進や、共同による研究や事業などに取り組むため以下のとおり大学との間で包括協定を締結している。

- ・大阪大学と豊中市との連携協力に関する包括協定(平成 19 年 2 月 27 日締結)
- ・千里金蘭大学と豊中市との連携協力に関する包括協定

(平成 19 年 8 月 6 日締結)

- ・ 武庫川女子大学・同大学短期大学部との連携協力に関する包括協定
(平成20年2月29日締結)
- ・ 大阪音楽大学・同短期大学部との連携協力に関する包括協定
(平成23年12月9日締結予定)

(研究所における大学連携と活用)

当研究所では、大阪大学との包括協定に基づく連携として、同大学院工学研究科と覚書を交わし、19年度には公共施設の有効利活用に向けた共同研究に取り組んだ。

平成25年度の調査研究を実施するにあたり、よりよい成果を得ることができるよう必要に応じて大学連携を効果的に活用していく。また、市長部局における大学連携の窓口として、連携大学と関係部局との橋渡し役として両者の調整業務も行う。

平成24年度(2012年度)機関誌『TOYONAKA ビジョン 22 Vol.16』企画構成

1. 目的

機関誌「TOYONAKA ビジョン 22」は、とよなか都市創造研究所の調査研究事業を支える普及啓発活動の一環として、都市に関する様々な問題や課題について市民や市職員、他機関へ専門的・学術的な情報を発信・提供することにより、市政に対する市民等の理解と参加・参画を促し、職員の政策形成能力向上に寄与することを目的として発行する。

なお本研究所は、平成9年に任意団体として設立された旧研究所(豊中市政研究所)が平成19年4月に内部組織化されたものである。機関誌は当初から発行し、今年度で第16号となる。

2. 全体構成(全64ページ+表紙周り)

- ・目次(1ページ)
- ・特集「地方政府間の広域連携における課題や方策」(39ページ)*図表・写真等含む
- ・トピックス「海外における広域連携の現在」(19ページ)*図表・写真等含む
- ・平成24年活動報告(2ページ)
- ・平成23年度出版物案内(2ページ)
- ・編集後記(1ページ)

3. 内容(案)

「刊行によせて」(1ページ)

TOYONAKA ビジョン 22、Vol.16 編集委員である北村亘氏(大阪大学大学院法学研究科准教授・とよなか都市創造研究所運営委員会副委員長)に執筆を依頼。

特集テーマ「地方政府間の広域連携における課題や方策」

>ねらい

幅広い視野から広域行政による事務の共同処理を問うことを目的とする。

人口減少と高齢化が予想されるなか、限られた人員や財源を効率的に活用するため、広域行政は検討すべき案件の1つである。また、地方自治体が自らの責任と判断に基づき行動するためにも、その規模に応じた連携による事務の共同処理は有効な手段とみなされている。

しかし、そのような広域行政・広域連携にも多くの課題がある。広域行政制度には、法人格を有する広域連合や一部事務組合などがあるが、それらの実施数は減少傾向にあり、その効果については疑問の余地が残る。一方、法人格を有さないものには、協議会、機関等の共同設置、事務の委託などによる事務の共同処理も実施されているが、まだまだ前例が少なく体系的な整理は行われていない現状にある。

そこで、今号の特集では、そのような広域行政・広域連携に着目し、そのあり方や現行制度の課題、各種政策分野における取り組みや海外事例を紹介する。そこから得ら

れる知見は、北摂地域において一足早く中核都市に移行し、関西広域連合や大阪都構想とも無縁でない豊中市政の今後にとって有意義となろう。

➤記事構成

論文のテーマ・内容は特集のメインテーマ及びねらいを踏まえて、各執筆者の専門領域・活動領域に沿ったものとする。執筆者・タイトルは次のとおりである。

「自治体間連携の現状と課題」阿部昌樹氏（大阪市立大学大学院法学研究科教授）
広域行政・広域連携のこれまでと今後に向けての課題。

「災害対応における広域連携支援」善教将大氏（ひょうご震災記念 21 世紀研究機構
主任研究員）
東日本大震災以降を事例に広域連合による都市間連携を検討。

「消防通信指令事務の事例から探る今後の市町村間の機能的な共同処理」宮田昌一氏
（日本都市センター理事・研究室長）
消防通信指令事務を事例に協議会方式による事務委託を検討。

「組織の共同設置と機能的な共同処理方式の可能性」野本祐二氏（筑波大学図書館情
報メディア系准教授）
北摂市町の連携等を事例に機能的な共同処理方式を検討。

「介護認定審査に係る事務の共同処理について」甲斐朋香氏（松山大学法学部准教授）
介護保険事務の共同処理について、福岡県等の事例をもとに検討。

トピックステーマ「海外事例にみる広域連携の現在」

➤ねらい

トピックについては前述の通りであり、海外における広域行政・広域連携の経験を参考とし、豊中市にとって有意義な知見を得ることを目的とする。ここでは、主に、広域行政組織との関連における基礎自治体の役割や責任の仕組みを取り上げる。そのような先進的な海外事例は、市職員にとって新たな企画を模索するきっかけとなろう。また、市民や外部関係各位にとっても興味を持てるテーマだと思われる。

➤記事構成

執筆者・テーマ案は次のとおりである。

「フランスの市町村間広域連携」玉井亮子氏（山梨県立大学国際政策学部准教授）
フランスの事例に見る先進性の検討。

「広域連携か単一自治体か カナダ・トロントにおける自治体再編成」城戸英樹
氏（奈良県立大学地域創造学部講師）
カナダの事例に見る先進性の検討。

「韓国の広域行政の展開状況」孫京美氏（立命館大学政策科学部助教）
韓国の事例に見る先進性の検討。

4．平成 24 年活動報告

とよなか都市創造研究所の平成 23 年に行った調査研究以外の事業などについて。

➤ねらいと構成（2 ページ）

研究所の調査研究事業以外の活動内容について紹介する。

5．平成 23 年度出版物案内

とよなか都市創造研究所の平成 24 年（2012 年）活動報告などについて。

➤ねらいと構成（2 ページ）

調査研究事業と普及啓発機能をつなぐものとして、研究所の研究内容について紹介する過去の刊行物紹介。

5．編集後記

➤ねらいと構成（1 ページ）

研究所スタッフの紹介、など。

6．発行

- ・ A4 版 64 ページ予定、500 部
- ・ 平成 25 年（2013 年）3 月発行（予定）

7．頒布・閲覧・配布

- ・ 価格：1000 円
- ・ 場所：本研究所、情報公開課内市政情報コーナー、市立図書館（閲覧のみ）
- ・ 配布先：庁内、議会、研究機関、他自治体企画部局、国立・公立・大学図書館など

平成23年度(2011年度)第3回 とよなか都市創造研究所運営委員会
結果概要

日時 : 平成24年(2012年)2月9(木)14時~16時00分
場所 : くらしかん3階 会議室
出席委員 : 新川委員長, 赤尾委員, 池本委員, 伴野委員, 江口委員, 本荘委員
事務局 : 久野, 岩佐, 村山, 大床, 仲谷
傍聴 : 0人

開会

所長挨拶

案件(1)平成23年度調査研究の結果について

資料:資料1「とよなかのすがた」(数値から見た豊中市の現状把握)

資料2「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究」

資料3「若年層(高校生)の地域活動推進の要件と地域コミュニティの考察

事務局から資料に基づき説明

<「とよなかのすがた」(数値から見た豊中市の現状把握)について>

委員

・見やすい表現になっているが、データの読み方について解説などはないのか。データを読み慣れない人にはわかりにくいと思う。トピックごとに読み方が変わる点も気になる。

事務局

・基礎編は基本的なデータ集であり、あえて解説を入れなかった。読者の解釈に委ねる。トピック編は各課で書いてもらっており、各課のアピールや公開済みのデータをまとめたため、方向性がまちまちになっている。

委員

・既に公表されているデータを再掲するなら、まとめ方に研究所としての特色を出せるといい。市民目線を入れ、市民が見たいデータ(学力調査の数値など)を載せるなど検討してほしい。

<豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究について>

委員

・グルメなど、一過性の魅力に焦点をあてているようだ。歴史的文化資産などの検討も必要。将来的に文化芸術に係る支援が求められているのではないかと、という仮説は賛同できる。ただ、内容はもっと深く掘り下げられるのではないかと。

事務局

・調査研究初年度として、横断的な情報収集と分析に集中した。また、ブランド創出には、現状の魅力を活かすことと、魅力を新たに創造することの二側面があるため、そのどちらの方向に掘り下げるのか、時系列的なことも含めて考えていきたい。

委員

- ・本年度の目的は課題抽出であったと理解している。今後、ブランド創出の考え方の整理を行っていくことに期待したい。
- ・豊中は郊外住宅都市なので、住みたい町という視点からブランドイメージを探してほしい。

<「若年層（高校生）の地域活動推進の要件と地域コミュニティの考察」について>

委員

- ・高校と地域の交流窓口を作るという結論が出たことは評価できる。が、窓口を作ればそれだけでいいというわけではない。実際に連携が進むのは個別のプロジェクトや人によるところが大きい。人的ネットワークを支える仕組みが必要。

案件（２）平成２４年度事業計画（案）について

資料：資料４「平成２４年度事業計画（案）」

事務局から資料に基づき説明

事務局

- ・沖縄市から、都市間交流について共同研究の提案があった。職員派遣があるかもしれない。今も豊中まつりなどの交流はあるが、現状の見直しも含めて検討していく。

委員

- ・平成２４年度の研究で、職員が参加することはあるのか。

事務局

- ・少子高齢化については、関連セクションと共同で行うことも考えている。

委員

- ・交流人口の研究はどのように進めて行く予定か。

事務局

- ・地区ごとに事情が違うので、地区ごとに進める。定住人口は高齢化して減少していく。外部から来てもらえることを考えていきたい。

案件（３）連各事項等

- ・次年度第１回運営委員会は、５月連休明け頃に開催したい。
- ・今年度の報告書は３月末に発行予定。

閉会

とよなか都市創造研究所設置規則

公布 平成 19.3.26 規則 4

沿革 平成 24.9.28 規則 114

第 1 条 中長期的な視点に立った都市における政策（以下「都市政策」という。）に関する調査及び研究を行い，市の持続的な発展と計画的な市政の推進に資するため，政策企画部にとよなか都市創造研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

第 2 条 研究所に所長，主任研究員その他必要な職員を置く。

第 3 条 所長は，上司の命を受けて業務を掌理し，所属員を指揮監督する。

2 その他の職員は，上司の命を受け，業務を処理する。

第 4 条 研究所の分掌事務は，次のとおりとする。

(1) 都市政策に関する調査及び研究計画の策定に関すること。

(2) その他都市政策に関する調査及び研究に関すること（企画調整室に属するものを除く。）。

(3) とよなか都市創造研究所運営委員会に関すること。

附 則

この規則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は，平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

執行機関の附属機関に関する条例

公布 昭和 28.7.15 条例 38
(最終改正 平成 24.9.28 条例 47)

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担当事務
	病院運営審議会	市立豊中病院の業務の運営についての重要事項の調査審議に関する事務
	豊中市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額並びに議会における政務調査費の額の決定についての調査審議に関する事務
	豊中市保健医療審議会	保健医療についての総合的な施策その他の重要事項及び保健所の運営に係る事項の調査審議に関する事務
	豊中市総合計画審議会	総合計画に関する重要事項の調査審議に関する事務
	豊中市上下水道事業運営審議会	水道事業及び公共下水道事業の運営についての重要事項の調査審議に関する事務
	豊中市同和問題解決推進協議会	同和問題の解決についての諸課題の調査審議に関する事務
	豊中市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持に関する重要事項の調査審議に関する事務
	豊中市改革創造会議	行財政改革に関する重要事項の調査審議に関すること
	豊中市歴史的文化的文書審議会	歴史的文化的価値を有する文書の保存及び利用についての諸課題の調査審議に関する事務
	豊中市公共事業再評価委員会	公共事業の再評価についての調査審議に関する事務
	豊中市政策評価委員会	政策評価の適正な運用についての調査審議に関する事務
	とよなか都市創造研究所運営委員会	都市政策に関する調査及び研究計画の策定等についての調査審議に関する事務
	豊中市小児慢性特定疾患協議会	小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療給付の対象者の認定等についての調査審議に関する事務
	豊中市予防接種健康被害調査員会	予防接種による健康被害に係る医学的見地からの調査に関する事務

(教育委員会は省略)

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織，運営その他附属機関に関し必要な事項は，当該執行機関が定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則 （昭和29.10.25条例28～平成24.3.30条例2まで 省略）

附 則 （平成24.3.30条例2）

- 1 この条例は，平成24年10月1日から施行する。
- 2 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第51号を次のように改める。

(51) 執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第28号）に基づき設置された委員会

歴史的文化的文書審議会，公共事業再評価委員会，小児慢性特定疾患対策協議会及び

予防接種健康被害調査委員会の委員	日額	18,400円
------------------	----	---------

その他の委員会の委員	日額	9,700円
------------	----	--------

とよなか都市創造研究所運営委員会規則

公布 平成 24.9.28 規則 119

(目的)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 28 年豊中市条例第 38 号)第 2 条の規定に基づき、とよなか都市創造研究所運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、都市政策に関する調査及び研究計画の策定等について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)市民

(3)市長が特に必要と認める者

3 前項第 2 号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第 2 項第 2 号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第 1 項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策企画部とよなか都市創造研究所において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則(平成19年豊中市規則第4号)に基づき設置されたとよなか都市創造研究所運営委員会の委員である者(市の職員のうちから任命された者を除く。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に第3条第2項及び第3項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則に基づき定められたとよなか都市創造研究所運営委員会の委員長及び副委員長である者は、それぞれ、施行日に、第5条第2項の規定により委員会の委員長及び副委員長として定められたものとみなす。
- 4 委員長及び副委員長に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領

実施 平成 23 年 7 月 1 日

改正 平成 24 年 10 月 1 日

1 目的

この要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、5 人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開始時刻の 30 分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選により傍聴者を決定する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカード類を携帯している者
- (4) 前 3 号に掲げる者の他、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号の定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となる行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許

可を得た者は、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成24年10月1日から実施する。

2 この要領の実施の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則（平成19年豊中市規則第4号）に基づき設置されたとよなか都市創造研究所運営委員会の会議（平成23年6月10日平成23年度第1回会議）での審議を受けて実施したこの要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会規則（以下この項「規則」という。）附則第2項及び第3項の規定に基づき、規則施行の日に規則第8条の規定により委員長が定めたものとみなす。

とよなか都市創造研究所運営委員会名簿

2012.10.1 現在

区分	名前	所属	備考
学識経験者	新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授	委員長
	北村 亘	大阪大学大学院法学研究科 准教授	副委員長
	赤尾 勝己	関西大学文学部教育文化専修 教授	
市民	池本 春美	市民(豊中市在住)	
	伴野 多鶴子	市民(豊中市在住)	
市長が必要と認める者	江口 新	豊中市労働組合連合会 執行委員	
事務局	本荘 泰司	政策企画部長	
	福田 雅至	政策企画部 企画調整室長	
	久野 恒春	とよなか都市創造研究所長	
	西 恵子	同研究所 主任研究員	
	村山 徹	同研究所 研究員事務員	
	熊本 伸介	同研究所 研究員事務員	
	仲谷 美江	同研究所 事務員	

任期：平成 23 年(2011 年)4 月 1 日～平成 25 年(2013 年)3 月 31 日